

令和 4 年12月議会

生活環境委員会 報告資料

○ 有料道路の料金の変更に関する同意について

1 頁

令和 4 年12月

道路下水道局

有料道路の料金の変更に関する同意について

本件は、福岡北九州高速道路公社が、道路整備特別措置法第13条第1項の規定に基づき徴収している福岡高速道路の料金に係る障がい者の割引措置を変更することについて、同公社から同法第16条第1項の規定により道路管理者である市の同意を求められたので、これに同意するもの。

1 障がい者の割引措置の変更内容

(1) 1人1台要件の緩和

障がい者1人につき事前登録された車両1台に限定されている割引について、身体障がい者自らが運転する場合又は重度の障がい者が同乗する場合は、事前登録されていない車両も対象とするもの。

(2) オンライン申請の導入

従来各市町村の福祉担当窓口での手続きに加え、高速道路会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、オンライン申請により障がい者割引を受けるための手続きを可能とするもの。

2 運用開始時期

令和4年度中（予定）

(参考) 福岡前原道路における障がい者の割引措置の変更

福岡前原道路は、福岡高速道路及び三瀬トンネルと同様、福岡県道路公社において、料金に係る障がい者の割引措置を変更することとしており、令和4年度中の運用開始を予定している。

なお、福岡前原道路の道路管理者は国であることから、割引措置の変更に対する市の同意は不要である。

(参考)

福北企第13号
令和4年10月13日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安 和秀

福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更同意申請について

福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間については、令和3年3月10日付け国道高第306号をもって認可を受けておりますが、その一部を下記のとおり変更したいので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき同意を求めます。

記

1 「3 割引をする自動車及び割引率（6）ア」を次のように改める。

ア 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は福岡北九州高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者が

これらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する) 自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡北九州高速道路公社が別に定めるものについては、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

2 「6 実施期日」を次のように改める。

6 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、福岡北九州高速道路公社が別に定める日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

福岡高速料金認可申請書 新旧対照表 (案)

現行	変更後
<p>1・2 (略)</p> <p>3 割引をする自動車及び割引率 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害者割引については、以下のとおりとする。 ア 割引をする自動車 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。</p> <p>① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。</p> <p>② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 割引をする自動車及び割引率 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 障害者割引については、以下のとおりとする。 ア 割引をする自動車 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は福岡北九州高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。</p> <p>① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。</p> <p>② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北</p>

九州高速道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器とともに使用する場合に限る。

イ (略)

(7)～(9) (略)

4・5 (略)

6 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、福岡市道福岡高速6号線を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

九州高速道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器とともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡北九州高速道路公社が別に定めるものについては、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

イ (略)

(7)～(9) (略)

4・5 (略)

6 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、福岡北九州高速道路公社が別に定める日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

道路整備特別措置法（抜粋）

（指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

- 第十三条 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 地方道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 収支予算の明細
 - 二 料金
 - 三 料金の徴収期間
- 3 国土交通大臣は、前項の申請に係る料金の額及びその徴収期間が第二十三条に定める基準に適合するものであると認める場合に限り、第一項の認可をすることができる。

（道路管理者の同意等）

- 第十六条 地方道路公社は、第十条第一項の許可、第十一条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）、第十二条第一項の許可、第十三条第一項の認可又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。
- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第十二条第二項第二号の工事実施計画又は第十三条第二項第二号の料金若しくは同項第三号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。